

廃家電品の処理の仕方 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象機器です。(3頁参照)

家電リサイクル法：リサイクルが困難な廃家電品は、様々な資源が多く含まれていることから、これらの資源の有効利用を図るため、販売店には引き取り、製造業者等(メーカー)には再商品化が義務付けられ、消費者(住民)には、販売店等への引き渡しと、収集運搬料金とリサイクル料金を負担するなどの役割分担が定められた法律です。

それぞれの役割と義務

消費者(住民)
小売店に引き渡し、リサイクルに要する費用負担の義務

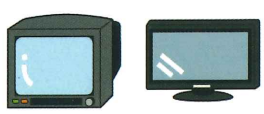
市町村(組合)
小売店が引き取り義務のない廃家電品を住民から引き取り、メーカーへの引き渡しの義務

小売店(販売店)
買い換え、または過去に販売した廃家電品の引き取りとメーカーへの引き渡しの義務

メーカー(再生処理業者)
自らが製造した廃家電品の引き取りとリサイクルの義務

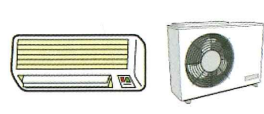
家電リサイクル法対象機器

テレビ



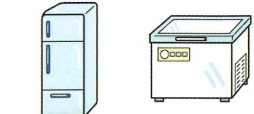
ブラウン管式テレビ
液晶式・プラズマ式
テレビなど

エアコン



壁掛け形のセパレート形
床置き形のセパレート形
など

冷蔵庫・冷凍庫



冷蔵庫・冷凍庫
保冷庫・冷温庫
ワイン庫など

洗濯機・衣類乾燥機



洗濯乾燥機
全自動洗濯機
衣類乾燥機など

廃家電品の処理の方法

START

買い換えによる処分ですか？

いいえ

当時、購入した販売店は近くにあり、現在も営業していますか？

いいえ

組合で引き取りが可能です。次の手続きが必要となります。

郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取り、西白河地方リサイクルプラザへ搬入してください。

はい

はい

販売店に引き渡してください。

リサイクル料金表(参考)

単位：円/1台あたり

テレビ (15型以下)	1,296 ~ 3,148
(16型以上)	2,376 ~ 3,688
エアコン	972 ~ 2,041
冷蔵庫・冷凍庫 (170L以下)	3,672 ~ 5,497
(171L以上)	4,644 ~ 6,037
洗濯機・衣類乾燥機	2,484 ~ 3,202

※リサイクル料金はメーカー、大きさ、容量によって異なりますので、郵便局または家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先：家電リサイクル券センター

TEL 0120-319640

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

処理の手続き方法



処分したい廃家電のメーカー、大きさ・容量などをメモして郵便局へ行く



郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を受け取る



リサイクル券は家電に貼らずに搬入してください(戸別収集の申し込みは33頁をご覧ください)

テレビはメーカーと、ブラウン管式か液晶・プラズマ式か？15型以下か16型以上か？を調べる。
冷蔵庫・冷凍庫はメーカーと、容量が170L以下か171L以上か？を調べる。
エアコン、洗濯機・衣類乾燥機についてはメーカーを調べてください。



注意

搬入の際の注意点

- 発券された家電リサイクル券を忘れずにお持ちください。
- 家電リサイクル券は家電に貼らずにお持ちください。
- 家電リサイクル券に記載誤りや訂正(コード・料金)したものは、引き取りできませんので、確認のうえお持ちください。
- 指定引取先までの運搬費用として、ごみ処理手数料10kgあたり90円が別途かかります。(粗大ごみ戸別収集は除く)

廃棄物制度のしくみ

3R活動への取り組み

ごみ処理の流れ

ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の状況と有料化の効果

指定ごみ袋の種類と販売価格

資源とごみの分け方と出し方への案内

燃えるごみ

古紙類

紙製容器包装

衣類等

かん類・金属類

びん類

ペットボトル

プラスチック製容器包装

燃えないごみ

粗大ごみの処理の仕方

廃家電品の処理の仕方

農薬空容器の回収案内

施設利用のご案内

その他の回収案内

ごみ集積所に出せないもの・受入できないもの

よくある質問

資源とごみの分別辞書

組合からのご案内